

京都市地域防災計画の主な修正案について

(字句修正や時点修正等の軽微な修正を除く)

※ 修正内容の全文は、京都市地域防災計画各編の新旧対照表を御確認ください。

※ 「京都市条例の読点の表記を改める条例」(令和4年7月1日施行)に従い、京都市防災会議が作成する京都市地域防災計画の読点を「,」から「、」に改めます。

1 概要

令和3年度に策定した「京都市SDGs未来都市計画」に基づく魅力あふれる都市の実現や男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた災害対応を計画の目的と理念に定めるとともに、防災基本計画の修正(令和4年6月17日)に伴う修正、広域避難場所の連携体制の具体化に伴う修正、京都市の各局で策定する防災関連事業や各種計画、災害対応マニュアル等の改定に伴う修正を行う。

2 主な修正内容

(1) 「SDGs」及び「多様な視点を取り入れた災害対応」に関する追記

(震災対策編、一般災害対策編、事故対策編)

令和3年10月策定の「京都市SDGs未来都市計画」に基づき、SDGs・レジリエンス・地方創生の更なる融合によりしなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指すこと、また、災害の予防から復興までの全ての過程において男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた災害対応を行うことを、京都市地域防災計画の「目的及び理念」として追記する修正

(2) 複合災害の定義を追記(震災対策編、一般災害対策編)

令和4年度の修正において防災基本計画に明記された複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の定義を追記する修正

(3) 広域避難場所に係る関係機関の連携体制等の強化のための修正(震災対策編)

大火災時に区役所、消防署、警察署、自主防災組織、施設管理者が連携して対応できるよう、それぞれの役割や連絡窓口等の情報の定期的な更新及び共有を明記するとともに、区役所、消防局、京都府警察本部との協議に基づき、より具体的に避難者の安全確保のための情報収集・伝達等の連携体制などを記載する修正

(4)「避難行動要支援者名簿に係る条例」の制定及び「個別避難計画」作成推進事業に伴う修正（震災対策編）

災害発生時のスムーズな避難支援等に繋げるため、令和３年１２月、新たな条例を制定し、地域への提供に不同意の方を除いた避難行動要支援者名簿を地域に提供できる仕組みを構築したこと、また、避難行動要支援者への災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を促進するため、個別避難計画の作成に係る事項を明記する修正

(5)「京都市上下水道局震災対策計画」及び「京都市上下水道局応急給水マニュアル」の改訂に伴う修正（震災対策編、一般災害対策編）

厚生労働省の地震対策における指針や過去の災害対応で得られた知見を参考に「京都市上下水道局震災対策計画」などの計画を改訂したことに伴い、災害時の対応体制（班編成）に関する内容等を修正

(6) 賃貸型応急仮設住宅の活用を踏まえた修正（震災対策編、一般災害対策編）

本市と不動産事業者団体が締結する「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として活用することについて記載する修正